

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇十一（略）</p> <p>十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(1)、第八号及び第十一号、第三条第二号二、第三号へ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。）</p> <p>ハ ホ（略）</p> <p>ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。）</p>	<p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇十一（略）</p> <p>十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ及び第十一号、第三条第二号二、第三号へ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。）</p> <p>ハ ホ（略）</p> <p>ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。）</p>

第二条の四第五号ロ(5)を除き、以下同じ。

ト (略)

十三 (略)

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一(四) (略)

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。

イ (略)

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物(次に掲げるものをいう。以下

同じ。)

(1) 汚泥(事業活動に伴って生じたもの及び法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物のうち日常生活に伴って生じたもの(以下「事業活動等発生物」という。)に限る。)(のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(2) 紙くず(事業活動等発生物に限る。)(のうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの

(3) 木くず(事業活動等発生物に限る。)(のうち、ポリ塩化

ビフェニルが染み込んだもの

(4) 繊維くず(事業活動等発生物に限る。)(のうち、ポリ塩

第二条の四第五号ロを除き、以下同じ。

ト (略)

十三 (略)

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一(四) (略)

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。

イ (略)

ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物(次に掲げるものをいう。以下

同じ。)

(1) 紙くず(事業活動に伴って生じたもの及び法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物のうち日常生活に伴って生じたもの(以下「事業活動等発生物」という。)に限る。)(のうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの

(2) 木くず(事業活動等発生物に限る。)(のうち、ポリ塩化

ビフェニルが染み込んだもの

(3) 繊維くず(事業活動等発生物に限る。)(のうち、ポリ塩

化ビフェニルが染み込んだもの

- (5) 廃プラスチック類（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの
- (6) 金属くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの
- (7) 陶磁器くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの

- (8) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの

ハ）ン （略）

六）十一 （略）

（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。

イ）ニ （略）

ホ 第一条第一号に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。

へ 第一条第一号に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。

化ビフェニルが染み込んだもの

- (4) 廃プラスチック類（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの
- (5) 金属くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの
- (6) 陶磁器くず（事業活動等発生物に限る。）のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの

ハ）ン （略）

六）十一 （略）

（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。

イ）ニ （略）

ホ 感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。

へ 感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。

トシリ (略)

二〇四 (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イ、ロ及び二並びに第四条の二第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

イ 感染性産業廃棄物又は廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を行う場合には、第四条の二第一号ホ及びへの規定の例によること。

ロ(二) (略)

二〇四 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれか

トシリ (略)

二〇四 (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イ、ロ及び二並びに第四条の二第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

イ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、第四条の二第一号ホ及びへの規定の例によること。

ロ(二) (略)

二〇四 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

に該当するもの

- イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの
 - ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
 - 四 十一 (略)
 - 十二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 十二の二 十四 (略)

- イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの
 - ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
 - 四 十一 (略)
 - 十二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 十二の二 十四 (略)